

○死亡時画像診断を委託した場合における画像の保管について

令和5年3月23日

道本捜1第4628号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、「死亡時画像診断を委託した場合における画像の保管について」（平25. 3. 28道本捜1第3181号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、引き続き、下記のとおり実施していくこととしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 外部記録媒体等の受領

警察署長が警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、医師に委託して取扱死体の死亡時画像診断を実施した場合には、原則として、死亡時画像診断に係る画像を書ききり型外部記録媒体（以下「外部記録媒体」という。）に電磁的記録で保存してもらい、当該外部記録媒体を委託先病院等から受領すること。

なお、外部記録媒体で受領することができない場合には、当該画像が記録されたフィルムを受領すること。

2 外部記録媒体等の保管

上記1で受領した外部記録媒体又はフィルム（以下「外部記録媒体等」という。）については、「死体取扱い報告について」（令4. 8. 22道本捜1第1882号。）に基づいて作成した「死体取扱記録書」の添付資料として保管すること。

3 留意事項

(1) 組織的管理

外部記録媒体等は、紛失又は盗難がないように必要な措置を講じて組織的に保管すること。

また、紛失又は盗難によって、その情報が外部に流出した場合には、警察に対する国民の信頼を大きく失うことから、捜査幹部は、随時の点検を実施することにより適切な管理に万全を期すること。

(2) 複写の禁止

「遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について」（令5. 3. 23道本捜1第4627号）に基づき、遺族等の要望を踏まえた再説明の際にその写しを交付する場合等の必要な場合を除き、外部記録媒体等を複写しないこと。

(3) 庁舎外への持出禁止

外部記録媒体等は、庁舎外へ持ち出さないこと。ただし、警察署長が、やむを得

ない理由であることを確認したときは、この限りでない。

(4) 警察情報システムの使用

外部記録媒体を警察情報システムで使用する場合は、外部記録媒体に不正プログラムが記録されていないことの確認(ウイルスチェック)等、警察情報セキュリティポリシーに定める措置を確実に実施すること。